

（第 6 5 号議案）

中野区行政財産使用料条例（昭和 3 9 年中野区条例第 8 号）新旧対照表

改正案				現行			
第 1 条～第 8 条 （略）				第 1 条～第 8 条 （略）			
附 則 （略）				附 則 （略）			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
1 ～ 6 （略）				1 ～ 6 （略）			
<u>7 中野区南部すこやか福祉センター</u>							
<u>施設</u>	<u>単位時間</u>						
	午前 9 時～	午後 1 時～	午後 6 時～				
	正午	午後 5 時	午後 1 0 時				
<u>第一会議室</u>	<u>1, 3 0 0</u>	<u>1, 8 0 0</u>	<u>1, 8 0 0</u>				
	円	円	円				
<u>第二会議室</u>	<u>1, 1 0 0</u>	<u>1, 5 0 0</u>	<u>1, 5 0 0</u>				
	円	円	円				
<u>8</u> （略）				<u>7</u> （略）			
<u>9</u> （略）				<u>8</u> （略）			
<u>1 0</u> （略）				<u>9</u> （略）			
<u>1 1</u> （略）				<u>1 0</u> （略）			
<u>1 2</u> （略）				<u>1 1</u> （略）			
<u>1 3</u> （略）				<u>1 2</u> （略）			
<u>1 4</u> （略）				<u>1 3</u> （略）			
<u>1 5</u> （略）				<u>1 4</u> （略）			
附 則							
<u>この条例は、平成 2 8 年 9 月 1 日から施行する。</u>							